

# 令和5年度救急講習会の実施について

## 1 定期開催

### ◆ 普通救命講習 I

令和5年6月27日（火） 9時から12時（3時間）

令和5年9月3日（日） 9時から12時（3時間）

令和6年2月15日（木） 9時から12時（3時間）

場所：消防本部2階会議室

### ◆ 応急手当普及員講習

この講習は、応急手当の指導員となるための講習であり、3日間（24時間）の講習を受けることで、消防本部から認定証が交付され、各事業所等で講習会の指導者となれます。毎年3月頃予定していますが、今年度は、令和5年12月頃に消防本部ホームページ、各市町の広報誌などでお知らせいたします。（定員に達しない場合は、中止となります。）

## 2 随時開催

◆ 各種事業所や団体の希望により、各種の救急講習を開催しますが、少人数（10名以下）での希望については、定期開催で受講するようお願いいたします。

講習会等に関するお問い合わせ  
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 警防課（0470-80-0133）

# 応急手当普及員講習のご案内

## 1 応急手当普及員とは

主として夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「夷隅郡市広域消防本部」という。）管内事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者をいいます。



応急手当普及員講習を修了された方には、認定証を交付します。  
有効期限は3年間です。  
再講習（3時間）を受講すると更に3年間有効となります。

## 2 応急手当普及員に認定されると

自ら開催した救命講習等の参加者に対して、夷隅郡市広域消防本部から発行される「普通救命講習修了証」を交付することができます。（応急手当普及員から消防本部に対し、「修了証」発行の申請が必要です。）

## 3 受講対象者

いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町の事業所（学校等含む）、自主防災組織その他の消防防災に関する組織

※ 受講者数が多い場合、基本は先着順ですが、より多くの事業所等の方に受講していただきたいことから、各事業所内等の受講者数（2名以上の場合）を調整させていただくことがありますのでご了承ください。

## 4 開催日時

令和6年3月4日（月）午前8時30分～午後5時30分  
令和6年3月5日（火）午前8時30分～午後5時30分  
令和6年3月6日（水）午前8時30分～午後5時30分

（各日の受付時間は8時00分～8時20分です。）

- ★ 3日間連続で合計24時間の受講が必要です。
- ★ 遅刻、早退、欠席の場合は認定となりませんので、ご注意ください

ください。

## 5 会 場

夷隅郡市広域消防本部 2階会議室  
夷隅郡大多喜町船子73番地2

## 6 定 員

定員は20名（先着順）

※ 定員に満たない場合は、原則中止とさせていただきます。

なお、中止が決定次第ご連絡いたしますのでご了承ください。

## 7 受講料

受講料は無料です。

ただし、講習で使用する教科書を書店等で直接購入してください。

（消防本部では販売していません）

※ 応急手当普及員講習テキスト（東京法令出版）

ガイドライン2020対応

5,300円（税込）

注 お取り寄せの場合、開催日に間に  
合うように購入してください。



## 8 申込方法

(1) 定員に限りがありますので、夷隅郡市広域消防本部  
警防課に電話で申し込んでください。（先着順）

なお、受講申込書等がありますので、後日提出してください。

（最寄りの消防署、分署でも提出可能です。）

(2) 受講申込書等については、夷隅郡市広域消防本部警防課又は最寄  
りの消防署、分署でもお渡しできます。

(3) ホームページからでも、応急手当普及員講習申込書等がダウンロ  
ードできます。

## 9 申込期間

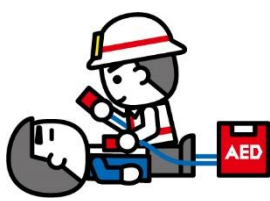
令和6年2月1日（木） 8時30分 受付開始

令和6年2月20日（火） 午後4時 受付終了

## 10 講習内容

### 応急手当普及員講習 I カリキュラム (3日間コース)

項 目		時間(分)	
基礎的な知識技能	基礎知識 (講義)	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     心肺蘇生法に関する知識の確認 (筆記試験)                      心肺蘇生法の指導に関する実技の評価 (実技試験) を含む                 </div>	360	
	各種手当の組合せ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	



## 11 持ち物

教科書、筆記用具、昼食、飲み物 (自動販売機があります。)

## 12 その他

- (1) 事前に普通救命講習又は上級救命講習を受講されることをお勧めします。
- (2) 実技を伴う講習ですので、動きやすい服装としてください。  
(スカート、口紅は不可、長い髪は支障とならないようにまとめてください。)



応急手当普及員講習に関するお問い合わせ、申し込みは  
夷隅郡市広域消防本部 警防課までお願いします。

☎ 0470-80-0133 (直通)